

## 大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募実施要領

県内企業でのインターンシップ（就労体験）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進し、インターンシップ受入企業と学生とのマッチングを積極的に支援するための受託事業者を選定するため、以下に基づき企画提案を公募する。

### 1 委託業務の名称

大学生等インターンシップ推進事業

### 2 委託業務の仕様等

別に定める「大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 3 委託期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

### 4 委託料上限額

6,906,000円（2019年4月から9月まで8%及び2019年10月から2020年3月まで10%の消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

### 5 企画提案公募の位置づけ

本企画提案公募は、年度開始前の契約準備行為であるため、本企画提案公募における受託者の選定は、2019年4月1日に平成31年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

### 6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 現に就職支援に関する事業を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

## 7 応募手続等

### (1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県産業労働部労政雇用課 地域雇用担当  
電話 055-223-1562  
電子メール [jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp)

### (2) 企画提案への参加申込み

ア 提出期間：2019年2月22日（金）から2019年3月4日（月）までの、  
平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

エ 提出書類：企画提案参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）

オ その他：郵送により参加表明書及び誓約書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

### (3) 企画提案に係る質問

ア 受付期間：2019年2月22日（金）から2019年3月1日（金）までの、  
平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：電子メールとする。件名を「大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

エ 提出書類：質問書（様式3）

オ その他：質問に対する回答は、2019年3月4日（月）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

#### (4) 企画提案書及び書類の提出

ア 提出期間：2019年3月8日（金）から2019年3月14日（木）までの、  
平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送（期限必着）とする。

エ 提案数：1者1案とする。

オ 提出部数：7部（A4判） 正本1部、副本6部

カ その他：郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

「仕様書」及び「大学生等インターンシップ推進事業業務委託 企画提案書作成要領」に基づき企画書を作成すること。

#### 8 企画提案等のプレゼンテーション

(1) 日 時 2019年3月19日（火）

山梨県産業労働部会議室（甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階）

※詳細な時間は追って通知する。

(2) 所要時間 ①企画提案の説明・・・20分

②質疑応答・・・10分

(3) 参加人数 3人までとする。

(4) 説明資料 説明は、企画書について行うこと。

#### 9 審査方法・基準

大学生等インターンシップ推進事業審査委員会が、企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別添「大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募採点表」のとおりとし、基準点（35点）に達した提案者を適正者とみなす。この適正者について評価の得点が最も高い者を本委託業務の候補者として選定する。

得点が同一の場合は、次に定める「審査項目」の順に、その項目の平均点が最も高い提案者を選定する。

(1) 学生と企業のマッチング支援・・・審査項目の5

(2) 交流会（マッチング会）・・・審査項目の7

上記による順位付けが出来ない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

#### 10 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

る。

#### 1 1 契約の締結等

- (1) 9により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

#### 1 2 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- (4) 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- (5) 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- (6) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

#### 1 3 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 大学生等インターンシップ推進事業業務委託 企画提案公募採点表

### 【採点基準】

- 1：劣っている
- 2：やや劣っている
- 3：標準
- 4：優れている
- 5：特に優れている

※配点が10点の項目は2倍を基準として、1点単位で評価する。

No.	項目	詳細	配点 50点満点
1	業務履行能力	同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか	5
2	実施体制	事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか	5
3	事業周知	学生、企業への事業周知方法は具体的であり、効果的か	5
4	相談窓口	提案された相談窓口は学生が相談しやすく、有益なものか。（やまなし・しごと・プラザを5点として判断）	5
5	学生と企業の マッチング支援	コーディネーターによるマッチング支援内容は具体的であり、効果的なものか。	5
		インターンシップ実施前の学生向け事前学習の内容は具体的であり、効果的なものか。	5
6	受入企業の拡大	県内企業への「新卒者就職応援企業ナビ」インターンシップ情報掲載のアプローチは効果的なものか。	5
7	交流会 (マッチング会)	交流会の内容に工夫を凝らし、企業と学生が対話できるものとなっているか。 参加者を集める工夫がされているか。	10
8	見積書	委託費総額、人件費等は妥当か。 積算根拠は妥当か。	5